

# 大熊町商店振興協同組合

## 共通商品券・ポイントカード 払戻しのお知らせ



大熊町商店振興協同組合では、当組合発行の共通商品券（500円・200円）、ポイントカードの任意の払戻しを行っておりましたが、組合の解散にむけ資金決済に関する法律第20条第1項に基づく共通商品券の払戻しを実施することとなりました。

共通商品券・ポイントカードをお持ちの方は、以下の方法により払戻しを行って頂きますようお願いいたします。長い間のご利用ご支援、本当にありがとうございました。

◆払戻し申出期間 平成29年11月1日（水）から平成30年12月25日（火）まで  
※期間内に申し出がなかった場合、共通商品券は本払戻し手続から除斥されますので、ご注意ください。なお、ポイントカードも、期間内に限り払戻しをいたします。

◆払戻し方法 次のいずれかの方法で払戻しいたします。

1. 会津・いわきの組合窓口にて未使用商品券・ポイントカードと印鑑を持参し、現金にて全額を払戻し  
(平日8:30~17:00 ※12月29日から1月3日を除く)
2. いわきの組合窓口にて未使用商品券・ポイントカードを郵送し、振込にて全額を払戻し(振込手数料は、当組合が負担します。)  
(裏面の払戻し申請書をご記入の上、同封してください。)

- ◆組合窓口
1. 会津若松市追手町2-41 大熊町商工会会津若松出張所内  
大熊町商店振興協同組合【持込みのみ】  
(大熊町役場会津若松出張所2階)  
TEL: 0242-29-5770
  2. 〒970-1152 いわき市好間町中好間字上川原36-1  
大熊町商工会いわき出張所内  
大熊町商店振興協同組合【持込み・郵送】  
(好間町商工会前・パーラーイレブン隣り)  
TEL: 0246-85-5103

◆払戻額等 商品券については、表示の金額を払戻しいたします。ポイントカードについては、「満点」と記載のあるカードは500円で払戻しいたします。端数のカードが複数ある場合には、合計して満点（350ポイント）になったものは対象とします。合計後の端数はお返しできません。  
郵送でのお申出にあたり、郵送料はお客様負担とさせていただきます。また、郵便事故に関する責任は負いかねますのでご了承ください。

◆問合せ先 大熊町商店振興協同組合

会津若松市追手町2-41 大熊町商工会会津若松出張所内  
TEL 0242-29-5770 担当: 吉田・仲川